

---

# 那珂川市都市計画マスタープラン

---

## (案)

福岡県 那珂川市



## 目 次

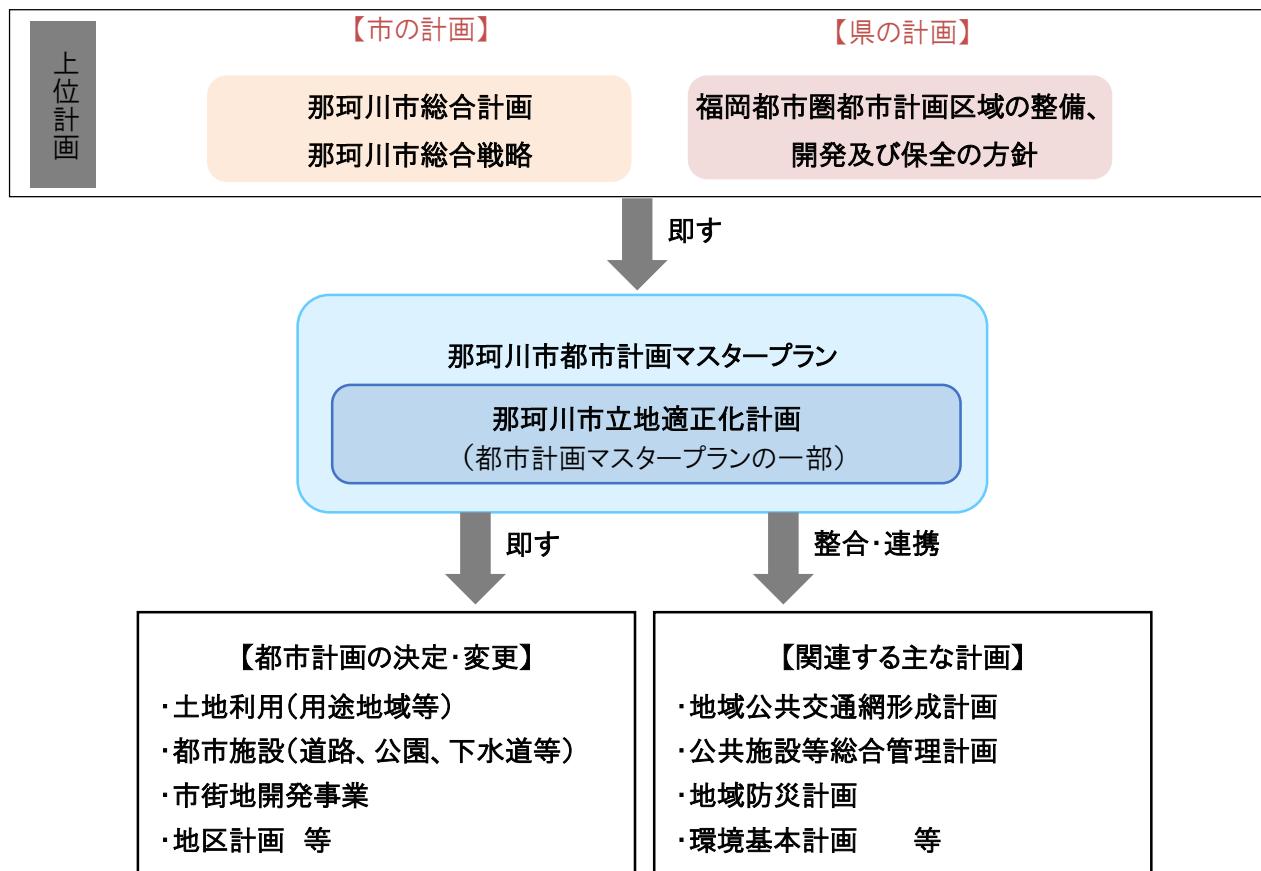
<b>第1章 はじめに .....</b>	<b>1</b>
第1節 計画の位置づけ.....	1
第2節 計画の対象区域・期間.....	1
第3節 前計画に基づく取り組み .....	3
<b>第2章 本市の課題と目指すべき方向性.....</b>	<b>5</b>
2-1 分野別の課題整理.....	5
2-2 今後取り組むべき都市づくりの方向性.....	7
<b>第3章 都市づくりの目標.....</b>	<b>8</b>
第1節 都市計画の目指す将来像 .....	8
第2節 将来フレームの設定 .....	10
第3節 将来都市構造 .....	12
<b>第4章 都市計画の分野の方針 .....</b>	<b>16</b>
第1節 土地利用の方針.....	16
第2節 市街地整備の方針 .....	20
第3節 道路・交通体系の方針 .....	22
第4節 水とみどりのネットワーク整備の方針 .....	26
第5節 上・下水道の方針 .....	31
第6節 景観形成の方針 .....	32
第7節 都市防災の方針 .....	35
<b>第5章 地域別構想.....</b>	<b>38</b>
第1節 南畠地域.....	40
第2節 岩戸地域.....	44
第3節 片縄地域.....	48
第4節 安徳地域.....	52



# 第1章 はじめに

## 第1節 計画の位置づけ

「那珂川市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、本市の都市計画に関連する都市づくりは本計画に即して行う。本市の最上位計画である「那珂川市総合計画(R3.3策定予定)」や県が定める「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(H29.1策定)」に即して定める。



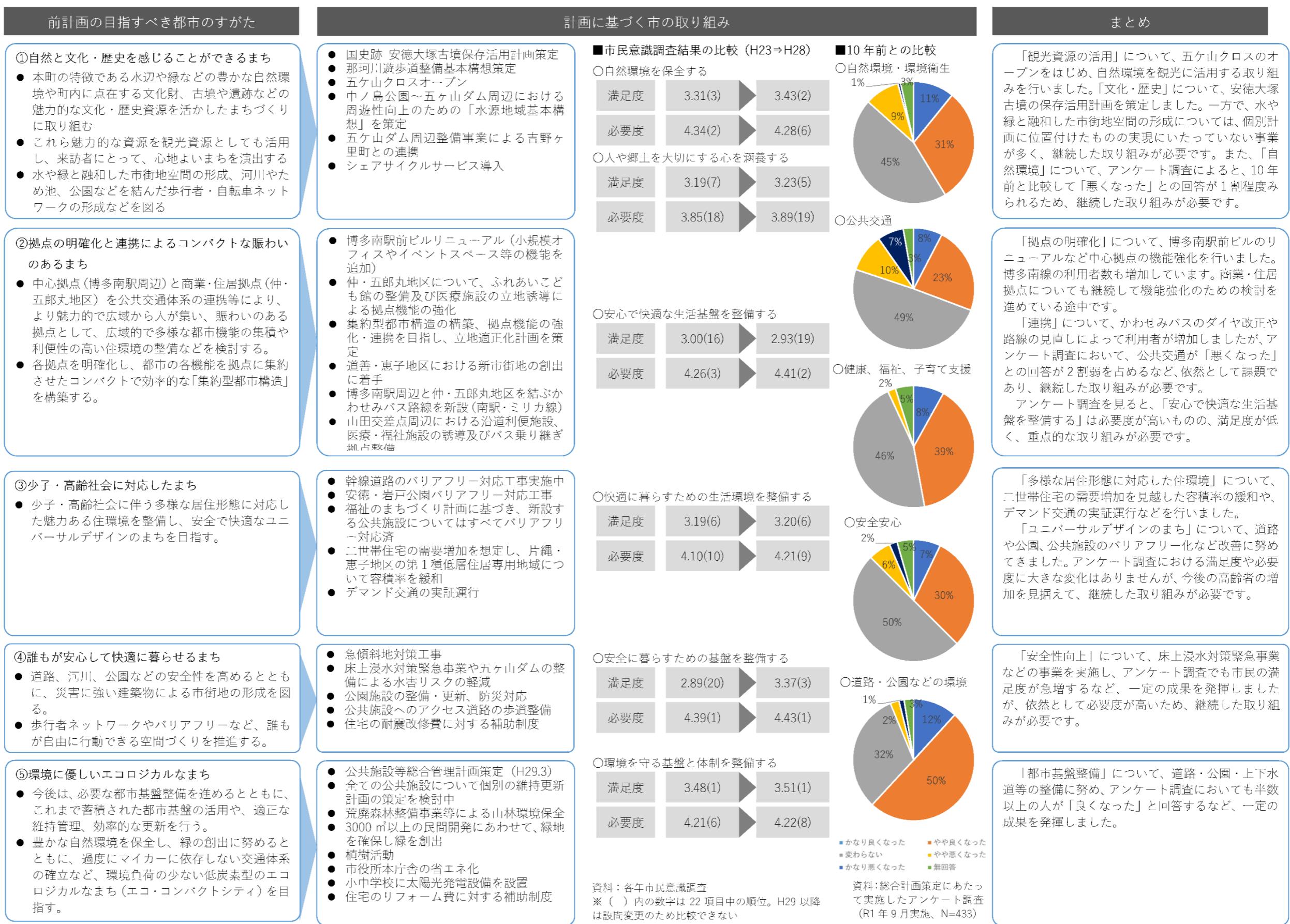
## 第2節 計画の対象区域・期間

本計画の対象区域は、市全体とする。また、計画期間は、那珂川市総合計画と同じく、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とする。



### 第3節 前計画に基づく取り組み

平成23年3月に策定された「那珂川町都市計画マスタートップラン(平成29年12月一部改定)(以下、「前計画」という。)」における目標とそれに対する本市の取り組み及び成果を整理すると、一定の成果を発揮しているものの、今後も継続した取り組みが必要と言える。



資料：各年市民意識調査

\*（）内の数字は22項目中の順位。H29以降は設問変更のため比較できない

資料：総合計画策定にあたって実施したアンケート調査(R1年9月実施、N=433)



## 第2章 本市の課題と目指すべき方向性

### 2-1 分野別の課題整理

本市の現況(参考資料第1章)、上位・関連計画と社会動向の整理(参考資料第2章)及び市民意向(参考資料第3章)を踏まえ、分野別に本市の課題を整理する。

	本市の概況	上位・関連計画と社会動向	市民意向	本市が抱える課題
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在まで人口は増加傾向にあるが、近い将来減少局面に転じる見込み</li> <li>住機能型の都市だが、今後はリタイヤ世代が増加し、市内で過ごす時間が増える見込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンパクト+ネットワークの推進</li> <li>【福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】</li> <li>・圏域内の市町村は、広域的連携を図りつつ、「集約型都市づくり」に寄与する都市計画を定める必要</li> <li>【総合計画】</li> <li>・将来像:笑顔で暮らせる自然都市なかがわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の3/4が「コンパクトなまちづくりを進める」べき</li> </ul>	<p><b>拠点の強化・連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンパクトな市街地が形成されているが、都市機能が分散しており、将来の高齢化を見据えた各拠点の役割分担や機能強化、連携が必要。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域はほぼ全域がDID(人口集中地区)であり、高密度な市街地が形成されているが、博多南駅周辺も含めて空き地が点在</li> <li>市街化調整区域及び都市計画区域外は農地や山林が広がっているが、既存の集落も存在する</li> <li>隣接する春日市や大野城市と比較して小売吸引力が低く、買い物客は外部に流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生のおそれが高い地域での土地利用の誘導</li> <li>【農業振興地域整備計画】</li> <li>・認定農業者や集落営農組織等の担い手への農地の利用集積の推進及び耕作放棄地の発生抑制・解消の取り組みにより、農地の保全に努める</li> <li>【地域防災計画】</li> <li>・土砂災害危険性のある地域について、本町の諸計画との整合を図りながら、安全性が確保されるよう土地利用を適切に誘導する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「商工業の活性化」、「市街地の賑わい創出」、「農業の活性化」は満足度が低く、重要度が高い。</li> </ul>	<p><b>市街地の賑わい創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺など利便性の高いエリアに点在する低未利用地の有効活用</li> <li><b>農地保全と市街地開発・集落維持の棲み分け</b></li> <li>○市街化区域に隣接する市街化調整区域内の農地について、土地利用方針を明確化</li> <li>○市街化調整区域内に存在する集落の維持と農地保全の棲み分け方針を明確化</li> </ul> <p><b>都市計画区域外における自然環境の維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市の大部分を占める森林など、豊かな自然の適切な維持管理</li> <li>○担い手の減少による農地・森林の荒廃を防ぐため、利活用の検討</li> </ul> <p><b>災害に強いまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災・減災対策に加え、安全な地域への居住誘導が必要</li> </ul>
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域の約4割が面整備済み</li> <li>市街化区域周辺の市街化調整区域において新市街地の創出を検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生特別措置法改正、まちづくりへの民間主体の参画を促す制度創設(H23)</li> <li>・都市公園法・都市緑地法等の改正(H29)</li> <li>・都市のスponジ化への対応(H30)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の魅力向上のために充実すべきこととして、約7割の市民が「様々な店舗がそろい買いたいなどを楽しめること」、約6割の市民が「働く場があること」や「まちなかでも水や緑を感じられること」が必要と回答</li> </ul>	<p><b>都市機能立地の受け皿となる土地の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街化区域内は人口密度が高く開発余剰地がほとんどないため、市街化調整区域における計画的な新市街地の創出を検討</li> </ul>
都市施設	<p>[道路]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>11路線が計画決定され、88%が整備済み</li> <li>市中心部から近隣市へつながる道路が慢性的に混雑している</li> </ul> <p>[公園・緑地]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地内の公園は多くが昭和50年～60年代に整備されたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民が連携したまちづくりに取り組むための制度の充実</li> <li>【公共施設等総合管理計画】</li> <li>・インフラ施設は現状の投資額を維持し、ライフサイクルコストを縮減</li> <li>【障がい者施策推進計画】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路等の整備」は満足度が低く、重要度が高い。</li> </ul>	<p><b>効率的・効果的な整備の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の新設改良・維持更新をはじめ公共施設の整備について、限られた予算の中で優先度の整理が必要</li> </ul> <p><b>適切な維持管理と質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未整備の都市施設について、計画的な整備の推進</li> <li>○整備済みの都市施設について、道路における歩道の設置や拡幅、段差解消などの歩行空間のユニバーサルデザイン化、公園の機能充</li> </ul>

本市の概況		上位・関連計画と社会動向	市民意向	本市が抱える課題
	<p>[上下水道]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道: 普及率 98.54%</li> <li>・下水道: 普及率 98.59%(R1.3 時点で計画区域の 91.76%が整備済)</li> </ul> <p>[公共公益施設等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2施設が計画決定され、いずれも整備済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインによるまちづくり</li> </ul>		<p>実などニーズにあわせた機能充実や適切な維持管理</p> <p>○老朽化した公共施設の適切な維持・更新</p> <p>○慢性的な混雑と道路ネットワークの改善のため、周辺都市との交流を支える道路の整備</p> <p><b>公共空間の利活用</b></p> <p>○官民連携した公共空間の活用により、適切な維持管理を行いつつ、都市の魅力を向上できる可能性</p>
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通としては、JR 博多南線、西鉄線バス、かわせみバス及びデマンド交通が運行中</li> </ul>	<p><b>【地域公共交通網形成計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の利便性向上</li> <li>・交通不便地を支える公共交通体系の整備</li> <li>・連携した地域公共交通ネットワークの確保</li> <li>・新たな公共交通体系の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共交通網の整備」は重要度が高いが、満足度は平均以下</li> <li>・日常の買い物や病院などを利用する際、6割以上が自家用車やバイクを利用</li> </ul>	<p><b>増大する公共交通ニーズへの対応</b></p> <p>○現状では、自家用車への依存が高いものの、公共交通網整備のニーズは高いため、公共交通の利便性向上が必要</p> <p>○公共交通網を今後も維持するため、利用者数の増加が必要</p>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市制施行により、市全域が屋外広告物許可地域</li> <li>・景観法の活用など、景観保全・活用に関する取り組みは特にやっていない</li> <li>・南畠地域では景観保全の取り組みを開始</li> </ul>	<p><u>・美しい国づくり(良好な景観形成、自然・歴史や文化を活かした地域づくり)</u></p> <p><b>【国史跡 安徳大塚古墳保存活用計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の保存と併せた周辺環境の保全、史跡地景観のあり方に対する意識の醸成</li> </ul>		<p><b>景観保全・形成</b></p> <p>○那珂川、安徳大塚古墳などの文化財など、那珂川市固有の景観の保全・活用</p> <p>○新市街地において、まちなみガイドラインなどの景観ルールづくりによる良好な景観形成に取り組む</p>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・那珂川の両岸部に浸水想定区域が指定</li> <li>・がけ下・山すそ部に土砂災害の危険性あり</li> <li>・中国・九州北部豪雨(H21)では、市役所周辺や山田、今光等で外水被害が発生</li> </ul>	<p><u>・激甚化する自然災害への対応</u></p> <p><b>【地域防災計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする</li> <li>・土砂災害危険性のある地域について、本町の諸計画との整合を図りながら、安全性が確保されるよう土地利用を適切に誘導する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害に対する基盤整備」は重要度が高い</li> </ul>	<p><b>災害危険性のある地域における居住</b></p> <p>○激甚化する豪雨災害等への対策を強化しつつ、森林資源や那珂川など、豊かな自然との共生が必要</p>
地域資源	<p>・吉野ヶ里町と観光振興を目的とした連携協定締結(R1)、両市町を周遊する観光ルートの整備やイベントの充実を目指す</p> <p>[水やみどりの自然環境]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州新幹線からの眺望(山並みや市街地景観)</li> <li>・山や川などの自然景観は、周辺都市にとっても貴重な資源</li> <li>・H30 五ヶ山クロスオープン</li> </ul> <p>[歴史・文化]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安徳大塚古墳が国史跡に指定(H28)され、歴史まちづくりの機運向上</li> </ul>	<p><b>【水源地域振興基本構想】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五ヶ山クロスをはじめとする観光施設やその周辺の観光資源の周遊性向上のための観光振興の方針</li> </ul> <p><b>【那珂川遊歩道の整備方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那珂川沿いを歩行可能とする</li> </ul> <p><b>【農業振興地域整備計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史に触れる場の活用や憩いと安らぎの場の確保に取り組む</li> </ul> <p><b>【国史跡 安徳大塚古墳保存活用計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡と一体となった景観の保全や土地利用の保全が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 6 割の市民が魅力向上のために「まちなかでも水や緑を感じられること」が必要と回答</li> <li>・「観光の推進」は重要度が高い。</li> </ul>	<p><b>那珂川市らしさの強化</b></p> <p>○ネットワークの強化により、地域資源の有効活用および周辺の都市との差別化を図るとともに、市民の愛着や誇りの醸成が必要</p>

## 2-2 今後取り組むべき都市づくりの方向性

那珂川市が抱える課題		今後取り組むべき都市づくりの方向性
都市構造	拠点の強化・連携	各拠点の役割分担、機能強化、連携
土地利用	市街地の賑わい創出	中心拠点内の土地の高度利用の促進
	農地保全と市街地開発・集落維持の住み分け	土地利用方針の明確化
	都市計画区域外における自然環境の維持	適切な維持管理と利活用
	災害に強いまちづくりの推進	安全な地域への居住誘導
市街地整備	都市機能立地の受け皿となる土地の確保	計画的な新市街地創出
都市施設	効率的・効果的な整備の推進	優先度の整理
	適切な維持管理と質の向上	ニーズにあわせた機能充実
	公共空間の利活用	魅力的な都市空間創出
交通	増大する公共交通ニーズへの対応	公共交通の利便性向上
景観	景観保全・形成	景観の規制・誘導
防災	災害危険性のある地域における居住	災害対策の強化



新しい視点

# 第3章 都市づくりの目標

## 第1節 都市計画の目指す将来像

### 1－1 都市の将来像

本市は、これまで拡大する福岡都市圏の一角として、住宅機能やレクリエーション機能を提供する地域として発展してきた。本市を特色づけるのは市の名前にもなっている那珂川をはじめとする「水」と「みどり」に代表される自然環境であり、福岡都市圏への近接性と豊かな自然環境の両方を享受できる環境は、本市の大きな魅力であり、高い定住意識を支える大きな要素である。

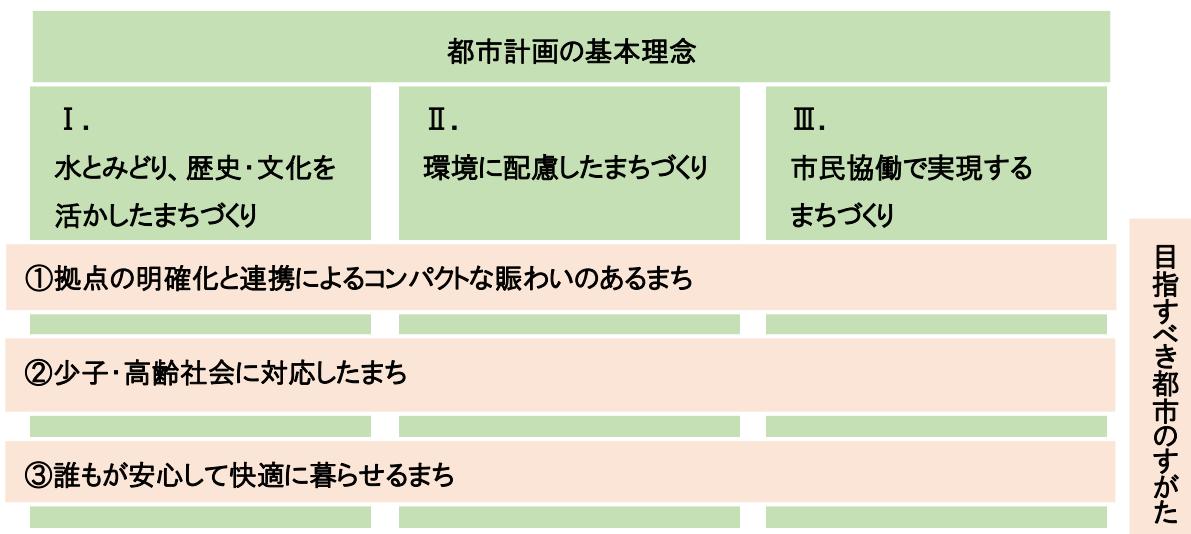
豊かさや生活の質が求められる成熟社会において、この魅力はますます重要である。この魅力を守りつつ、人々が市に愛着と誇りを持ち、「住む」と同時に「働く」、「学ぶ」、「憩う」といった多様な都市活動が展開できる場を将来像として目指す。

### 1－2 都市計画の基本理念と目指すべき都市のすがた

本市の人口はこれまで、福岡市に近接するアクセス環境の優位性のもと、子育て世代を中心とした転入超過による社会増とそれに伴う安定した出生数による自然増によって増加を続けてきた。様々な施策の効果を加味した場合の推計(第2期那珂川市まち・ひと・しごと創生一人口ビジョン・総合戦略(R2.3)における第2期将来展望人口)によると、本市の将来人口は短期的には微増傾向であるが、高齢化の進行が見込まれている。

また、地球規模の環境問題がますます深刻化し、自然災害が頻発化・激甚化している。まちづくりを巡る情勢が厳しさを増す一方、健康寿命の延伸により、健康でアクティブな高齢者が地域社会の支え手として大きな役割を果たしている。また、地域課題がより一層複雑多様化し、市民や民間事業者等の多様なまちづくり主体と行政が一体となって課題解決に取り組むことが求められている。

本計画では、こうした背景をふまえて、前計画における5つの目指すべき都市のすがたのうち、「拠点の明確化と連携によるコンパクトな賑わいのあるまち」「少子・高齢社会に対応したまち」「誰もが安心して快適に暮らせるまち」を都市づくりの基礎となる視点として継続しつつ、「水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり」「環境に配慮したまちづくり」を本市の質を高めるために都市計画の各分野において取り入れるべき視点(=「都市計画の基本理念」)として設定する。また、前述のように多様なまちづくり主体と行政が一体となった取り組みが求められていることから、「市民協働で実現するまちづくり」を「都市計画の基本理念」に加える。



## 【都市計画の基本理念】 質を高める+ $\alpha$ の視点

### I . 水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり

本市の魅力である水やみどりなどの豊かな自然や、歴史・文化を活かした潤いある暮らしができる都市づくりに取り組み、暮らしの質を向上させつつ、市民の誇りと愛着を育む。

### II . 環境に配慮したまちづくり

豊かな自然環境を保全し、みどりの創出に努めるとともに、公共交通への転換など、環境負荷の少ない低炭素型の都市を目指す。

### III . 市民協働で実現するまちづくり

市民や民間事業者等の多様なまちづくり主体を今後の都市づくりに巻き込み、協働して都市づくりを行う。

## 【目指すべき都市のすがた】 都市づくりの基礎となる視点

### ①拠点の明確化と連携によるコンパクトな賑わいのあるまち

拠点への都市機能誘導及び居住誘導区域への居住誘導により、コンパクトで賑わいのあるまちを今後も維持する。

### ②少子・高齢社会に対応したまち

誰もが暮らしやすい共生社会を実現するために、都市施設や住環境、移動環境において、インクルーシブなまちづくり<sup>1</sup>を推進する。

### ③誰もが安心して快適に暮らせるまち

日常の生活を営むうえにおいては、大震災や台風災害などの大規模災害からの安全性を確保することはもちろん、交通事故、火災、犯罪といった様々な危険性から生命、財産を守る都市空間を実現していく必要がある。このため、道路、河川、公園などの安全性を高めるとともに、災害に強い建築物による市街地の形成を図る。

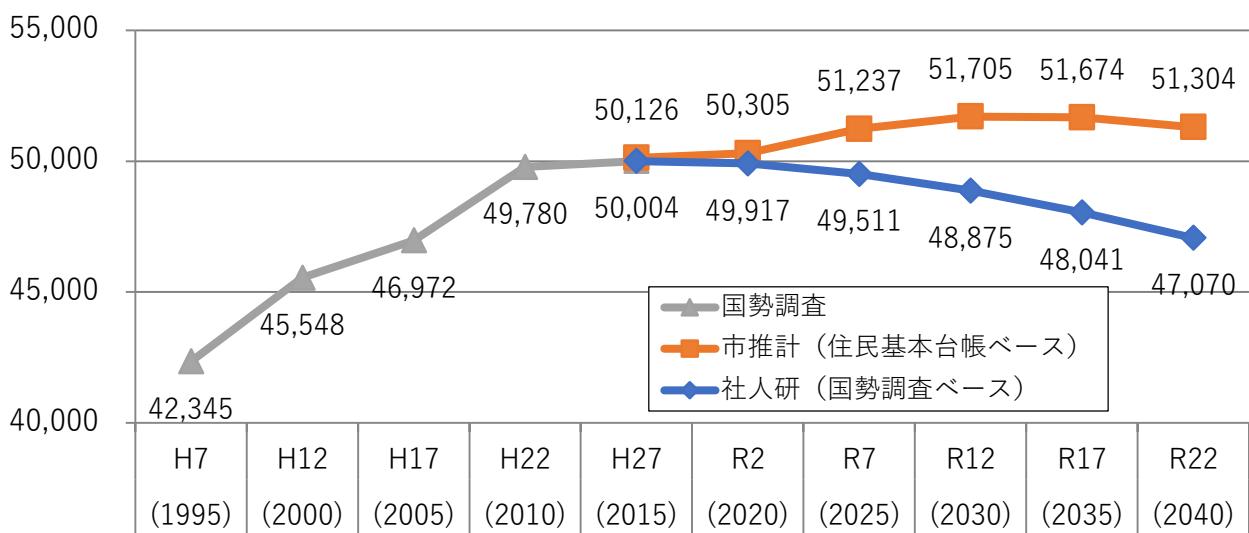
<sup>1</sup> 障がいのある人もない人も、ともに生活できる共生社会

## 第2節 将来フレームの設定

### 2-1 将来人口フレーム

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」(平成 30(2018)年推計)によると、本市の令和 12 年における将来人口は、48,875 人(高齢化率 27%)と推計される。一方、新市街地の創出等の土地利用に関する施策などの効果による社会増を考慮して算出した、「第 2 期那珂川市まち・ひと・しごと創生一人口ビジョン・総合戦略」における第 2 期将来展望人口では、令和 12 年における将来人口は 51,705 人(高齢化率 26%)であり、将来人口フレームとして設定する。

#### ■将来人口フレーム



資料：国勢調査\_平成 7 年～平成 27 年（1995 年～2015 年） 各年国勢調査による実績値

市推計\_平成 27 年～令和 22 年（2015 年～2040 年） 第 2 期那珂川市まち・ひと・しごと創生一人口ビジョン・総合戦略（令和 2 年 3 月）における第 2 期将来展望人口

社人研\_平成 27 年～令和 22 年（2015 年～2040 年）「日本の地域別将来推計人口」（平成 30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

## 【将来都市構造（第3章第3節）と都市計画の分野別方針（第4章）の見方】

### 第4章 都市計画

#### 第1節 土地利用の方針

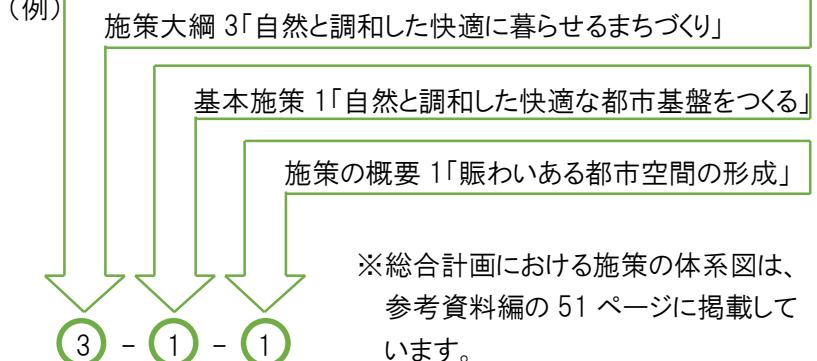
##### 1-1 土地利用の基本方針

##### 基本方針

分野の概況を示した上で、本市における「目指すべき都市のすがた」を念頭に、その分野における基本的な方針を示します。

#### 第6次那珂川市総合計画との関係

(例)



##### ◆秩序ある土地利用の実現

都市計画基礎調査等の結果や立地適正化計画に基づく届出の動向を踏まえ、土地利用規制の見直しを行い、秩序ある土地利用の実現を図る。

##### ◆田園環境との共生

市街化調整区域や都市計画区域外の区域の農村集落では、人口減少等により集落の維持が大きな問題となっているため、地域コミュニティの維持・振興を図る。

##### ◆既存ストックの有効活用

人口減少や高齢化的進展により、今後は市内全域において空き家の増加が想定されるが、空き家が放置されれば、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす。そのため、民間事業者との連携によるリフォームや流通の促進など、既存ストックの有効活用、住み替えの促進による空き家の予防を検討する。

##### 【総合計画 3-1-1 賑わいある都市空間の形成】

##### 【総合計画 1-1-3 地域コミュニティの活性化】

##### 【総合計画 5-3-2 移住・定住の環境づくりの強化】

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

##### 水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり

・自然や歴史・文化資源の保全に配慮した土地利用の推進

##### 環境に配慮したまちづくり

・歩いて暮らせるまちづくりの推進

##### 市民協働で実現するまちづくり

・公共空間等の活用による市街地の魅力向上

##### 質を高めるポイント

本市の質を高めるため、分野において取り入れるべき3つの視点(=「都市計画の基本理念」)に立ったポイントを整理します。

## 第3節 将来都市構造

### 3－1 広域的な方向性

本市は、仕事や買い物、娯楽などの生活面において福岡市や春日市などとの結びつきが強いが、近年では、東脊振トンネルの開通や五ヶ山ダム建設に伴う国道385号の付け替えなどにより、佐賀県吉野ヶ里町をはじめとする、佐賀県との結びつきも強くなっている。

今後も継続して、隣接する自治体との連携強化を図るとともに、那珂川を中心に、自然や歴史などの資源を活用してレクリエーション機能を高めていく。

### 3－2 市域における方向性

市民が居住する場所に関係なく、利便性の高い暮らしを送ることができるよう、拠点における都市機能の集積と、拠点にアクセスするためのネットワークの維持・充実を図る。

本市の北部に位置し、福岡市や春日市に隣接する市街化区域では、高密度な市街地が形成されており、市街地の人口は飽和状態に近くなっている。そのため、中心拠点内の土地の高度利用を促進するとともに、将来的な市街地の需要等を考慮したうえで、都市機能が集積する拠点として機能し、公共交通ネットワークの維持・充実に繋がる新市街地の創出を検討する。

また、市街化調整区域や都市計画区域外の区域に点在する、豊かな自然環境、歴史、景観、レクリエーション施設、観光施設などの様々な要素の回遊性を高めることで、都市としての魅力と一体感を創出する。

#### ◆土地利用区分（整備・保全）の明確化とコンパクトな市街地形成

##### 【総合計画3-1-1 賑わいある都市空間の形成】

無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的に良好な市街地の形成、優良な農地との健全な調和を図ることなどを目的とし、本市では区域区分を行っている。今後も、豊かな自然環境を保全するとともに、都市機能が集積した高質でコンパクトな市街地を維持・形成するために区域区分を保持する。加えて、立地適正化計画に基づいて、中心拠点及び行政・福祉拠点に市街地の魅力を向上させる機能（誘導施設）を誘導し、「まちの質を高める拠点の形成」による市街地の利便性の向上を図る。

また、市街化区域内の93%<sup>2</sup>がDID（人口集中地区）<sup>3</sup>に指定され、市街地の人口は飽和状態に近いことから、中心拠点内の土地の高度利用を促進するとともに、将来的な都市的土地区画整理事業の需要を勘案しながら、計画的な新市街地の創出について検討する。

#### ◆拠点機能の強化とネットワークの維持・充実 【総合計画3-2-2 公共交通網の整備】

市内に配置された拠点機能の強化とあわせて、拠点にアクセスするためのネットワークの維持・充実を図る。

#### ◆市南部における生活利便性の維持・向上

##### 【総合計画1-1-3 地域コミュニティの活性化】

##### 【総合計画3-2-2 公共交通網の整備】

市街化調整区域や都市計画区域外においても利便性の高い暮らしを確保するため、地域拠点に日常生活に必要な都市機能を維持・誘導するとともに、拠点にアクセスするためのネットワークを維持する。

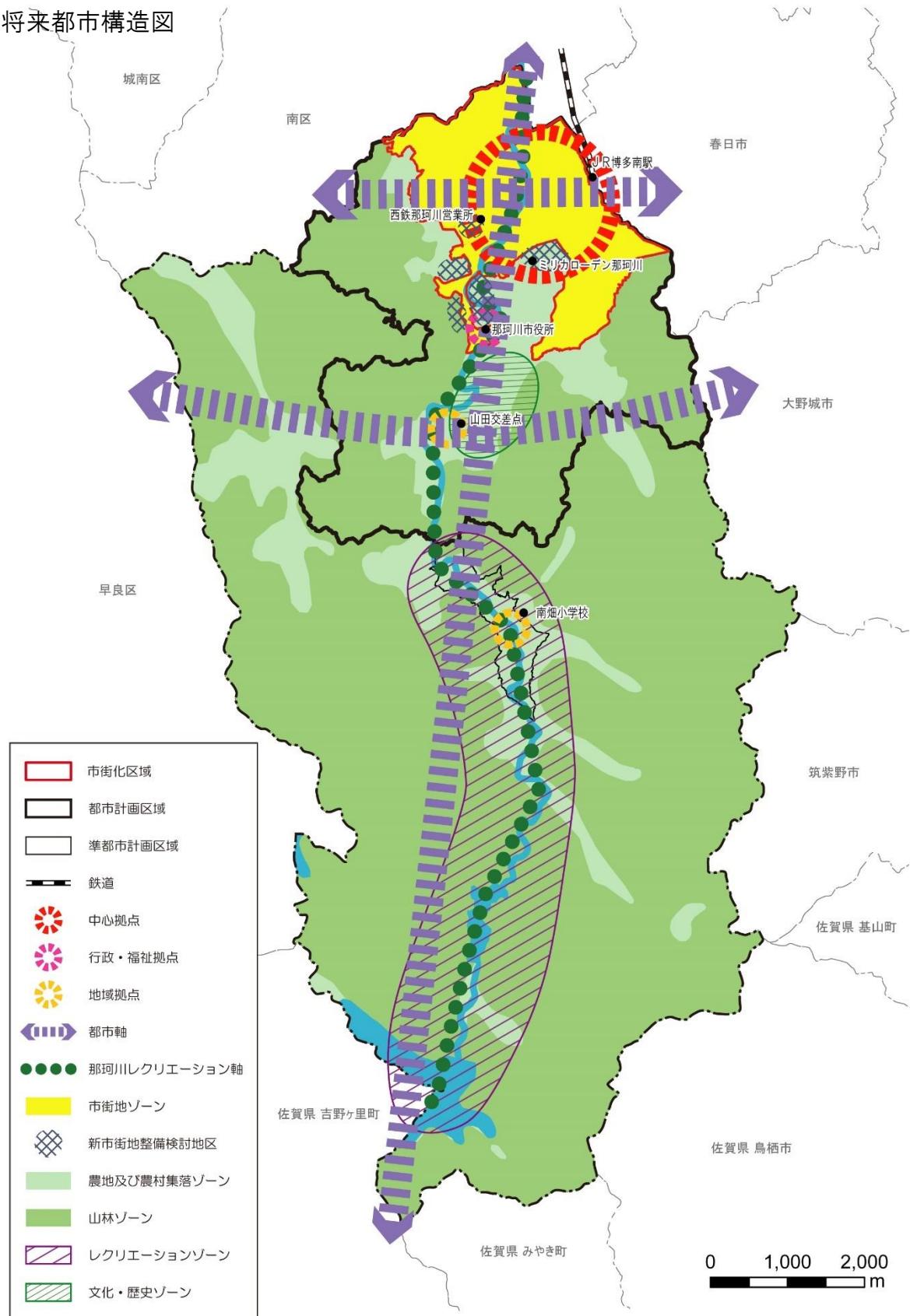
<sup>2</sup> 平成27年のDID面積をGISで計測

<sup>3</sup> 国勢調査において、1)原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域のことで、「都市的地域」を表す。

### 3-3 将來の都市構造

本市の都市構造は、市の北部と南部で大きく違っており、北部には高密度でコンパクトな市街地が形成され、南部には農地や山林地帯が広がっている。各拠点の強化と、拠点間の連携や拠点へのアクセス強化によるコンパクト+ネットワークの都市構造の実現を目指すこととし、各拠点、軸、ゾーンごとの位置付け、配置、考え方について以下に示す。

#### ■将來都市構造図



## (1)拠点

高次の都市機能や生活利便施設の誘導・維持により、持続可能なまちとなるよう、地域特性を踏まえつつ、次の3つの拠点を設定し、それぞれが連携した一体的な都市づくりを進める。

拠点	配置方針
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>市街地内の公共交通の結節点となる JR 博多南駅及び西鉄那珂川営業所、市の文化・子育て施設が集積するミリカローデン那珂川を包含したエリアを中心拠点と位置づける。</li><li>3つの施設周辺とそれらをつなぐ道路沿道において、商業、子育て機能、公共交通等の都市機能のさらなる充実により、利便性の高い居住環境を形成する。</li></ul>
行政・福祉拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>那珂川市役所は、北部・南部の接続点に位置し、周辺には保健センターや福祉センターなどの公的な福祉施設が立地している。そのため、那珂川市役所周辺を行政・福祉拠点と位置づけ、行政・福祉サービスの強化を図る。</li></ul>
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>山田交差点周辺及び南畠小学校周辺を地域拠点に位置づける。</li><li>南部地域の市民の生活・コミュニティの拠点として、生活に必要な施設の維持を図る。また、北部市街地へのアクセス拠点としての機能強化を図る。</li></ul>

## (2)軸

東西方向や南北方向の連携を意識して都市づくりを進めるため、3本の都市軸を設定する。都市軸に沿ってネットワークや拠点を配置することで、拠点にアクセスしやすいコンパクト+ネットワークの都市づくりを進めるとともに、隣接する自治体との連携強化を促進する。

また、市内を縦貫する那珂川を本市の質を高めるレクリエーション活動の軸としてとらえ、本市のレクリエーション機能の中心として位置付ける。

区分	目指す方向性
都市軸	<ul style="list-style-type: none"><li>都市軸に沿って拠点を整備し、拠点にアクセスするための道路や公共交通ネットワークを充実させる。</li><li>都市軸に沿って幹線道路の改良を促進し、隣接する自治体との連携を強化する。また、都市軸に沿って観光ネットワークの強化に取り組み、交流人口の拡大を図る。</li></ul>
那珂川 レクリエー ション軸	<ul style="list-style-type: none"><li>那珂川沿いを那珂川レクリエーション軸に位置付ける。</li><li>那珂川は、水やみどりの自然環境を提供するばかりでなく、本市の歴史を雄弁に語り、人々の生活にも密接な関わりをもつているため、回遊性の向上や自然・歴史資源の保全・活用、観光、学習などの機能を高める。</li></ul>

### (3)ゾーン

地域ごとの特性を踏まえた土地利用の基本的な方向性を示すもので、市域を以下の 5 つのゾーンに区分する。

区分	目指す方向性
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本市の北部に位置する DID(人口集中地区)を中心としたエリアを、市街地ゾーンに位置づける。</li><li>● 都市の活動の中心地として、都市機能の充実により、生活利便性の高い市街地を形成する。</li><li>● 適切に土地利用を誘導し、良好な住環境を維持・創出する。</li></ul>
農地及び農村集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>● 農地を中心に既存集落が点在するエリアを、農地及び農村集落ゾーンに位置づける。</li><li>● 農地を保全し、集落環境の維持、農業の振興を図る。</li><li>● 豊かな自然に囲まれた潤いとゆとりある住環境を維持する。</li></ul>
山林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本市の大半を占め、市街地や既存集落を取り囲む山林を中心に、山林ゾーンに位置づける。</li><li>● 豊かな自然環境を適切に保全するため、荒廃森林の整備や間伐の実施により、水源のかん養や周辺地域の災害の防止に努める。</li></ul>
レクリエーションゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>● 中ノ島公園から五ヶ山クロスにかけてのエリアをレクリエーションゾーンに位置づける。</li><li>● 本市の特徴のひとつである、恵まれた自然や水辺空間を活用して、市民や福岡都市圏の住民にとっての憩いの場、安らぎの場として自然と親しめる空間の形成を図るとともに、観光振興を図る。</li></ul>
文化・歴史ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>● 裂田溝、国史跡に指定された安徳台遺跡や安徳大塚古墳などが位置するエリアを文化・歴史ゾーンに位置づける。</li><li>● 周辺の田園景観を含めた一帯を、本市の歴史の流れを物語る風景として積極的に保全を図る。また、史跡のもつ価値や魅力を広く伝えて将来に継承していくため、学習や交流、地域振興の場としての利活用の取り組みを検討する。</li></ul>

# 第4章 都市計画の分野別の方針

## 第1節 土地利用の方針

### 1-1 土地利用の基本方針

豊かな自然環境と市街地が隣接している本市の土地利用は、自然的土地利用と都市的土地利用の調和、共生を基本としている。

都市的土地利用については、これまでの人口の大幅な増加から微増傾向へと変化している状況に対応可能な市街地形成を図るとともに、中心拠点の活性化、商業施設の誘導などを図る。また、豊かな自然環境との調和をはかり、市街地と自然環境のバランスのとれた市街地形成のため、秩序ある土地利用を推進する。さらに、市街地から望む脊振連山の眺望、那珂川の水辺空間などの優れた市街地景観の形成を図る。

一方、自然的土地利用については、田園や森林などの豊かな自然環境は、福岡都市圏の住民にとって、自然とふれあう憩いの場であることから、適切な保全を行うとともに、レクリエーションの場としても活用する。

#### ◆秩序ある土地利用の実現

#### 【総合計画 3-1-1 賑わいある都市空間の形成】

都市計画基礎調査等の結果や立地適正化計画に基づく届出の動向を踏まえ、土地利用規制の見直しを行い、秩序ある土地利用の実現を図る。

#### ◆田園環境との共生

#### 【総合計画 1-1-3 地域コミュニティの活性化】

市街化調整区域や都市計画区域外の区域の農村集落では、人口減少等により集落の維持が大きな問題となっているため、地域コミュニティの維持・振興を図る。

#### ◆既存ストックの有効活用

#### 【総合計画 5-3-2 移住・定住の環境づくりの強化】

人口減少や高齢化の進展により、今後は市内全域において空き家の増加が想定されるが、空き家が放置されれば、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす。そのため、民間事業者との連携によるリフォームや流通の促進など、既存ストックの有効活用、住み替えの促進による空き家の予防を検討する。

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

水とみどり、歴史・文化を 活かしたまちづくり	・自然や歴史・文化資源の保全に配慮した土地利用の推進
環境に配慮した まちづくり	・歩いて暮らせるまちづくりの推進
市民協働で実現する まちづくり	・公共空間等の活用による市街地の魅力向上

## 1－2 市街化区域

立地適正化計画に基づく都市機能の誘導や、今後の高齢化の進展や人口減少を見据えた快適な住環境の創造と維持・更新による住みやすい地域を目指すことを目的とし、用途地域等の見直しを検討する。

## 1－3 新市街地整備検討地区

本市の北部市街地は人口密度が高く、開発余剰地やまとまった低未利用地が少ないとから、災害時の安全性を前提に、住宅地の確保と、行政・教育・福祉などの公共性の高い施設や利便施設、雇用の場の創出に資する業務施設の誘導を目的として、以下の地区において、計画的に新しい市街地の創出を検討する。

### ◆道善・恵子地区

土地区画整理事業による宅地造成を行い、都市計画手法を活用して商業施設及び医療・福祉施設等を誘導する。また、公共交通の利便性を活かした住環境を整備するとともに、公共交通機能の強化を図る。

### ◆仲・五郎丸地区

県道那珂川大野城線北側の市街化調整区域について、子育て支援施設や文化施設、医療・福祉施設といった既存の都市機能集積と併せて、農業との調整に十分配慮したうえで、都市計画手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業により、住宅や利便施設、業務施設の立地を誘導し、利便性の高い市街地の創出を検討する。

### ◆国道385号沿道

中心拠点と行政・福祉拠点を結ぶ国道385号沿いの市街化調整区域について、都市計画手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業による拠点へのアクセス性の高い市街地の創出を検討する。

## 1－4 市街化調整区域

市街地周辺の市街化調整区域の農地は、農業を支える生産基盤であることから、自然的土地利用を原則とし、優良農用地の積極的な保全を図る。

市街化調整区域内における既存集落については、人口減少や少子高齢化により地域コミュニティの活力低下が懸念されるため、災害時の安全性を前提に、農業との調整にも十分配慮したうえで、地区計画や「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の活用による集落維持対策を検討する。

また、周辺地域の生活利便性を持続するため、山田交差点周辺は地域拠点として、地区計画等により日常生活に必要な施設を維持・誘導するとともに、北部市街地へのアクセス拠点としての機能強化を図る。国道及び県道沿いについては、沿道利用者及び地域住民の利便性を高める沿道利便施設や、地域の雇用の場の創出に資する施設、医療・福祉施設の立地を誘導する。

## 1－5 都市計画区域外

準都市計画区域を含む都市計画区域外に広がる山林は、国土保全・水源かん養・土砂災害防止などの公益的機能を果たす場として、また、九州新幹線の車窓や市街地からの遠景として、景観法や森林法(林地開発)等を活用して乱開発を防止するとともに、市産材の活用と荒廃森林の整備に努める。加えて、福岡都市圏の住民の自然とのふれあいの場、憩いの場、レクリエーションの場として、トレッキングやハイキング、登山などの体験型観光の場としての活用を検討する。

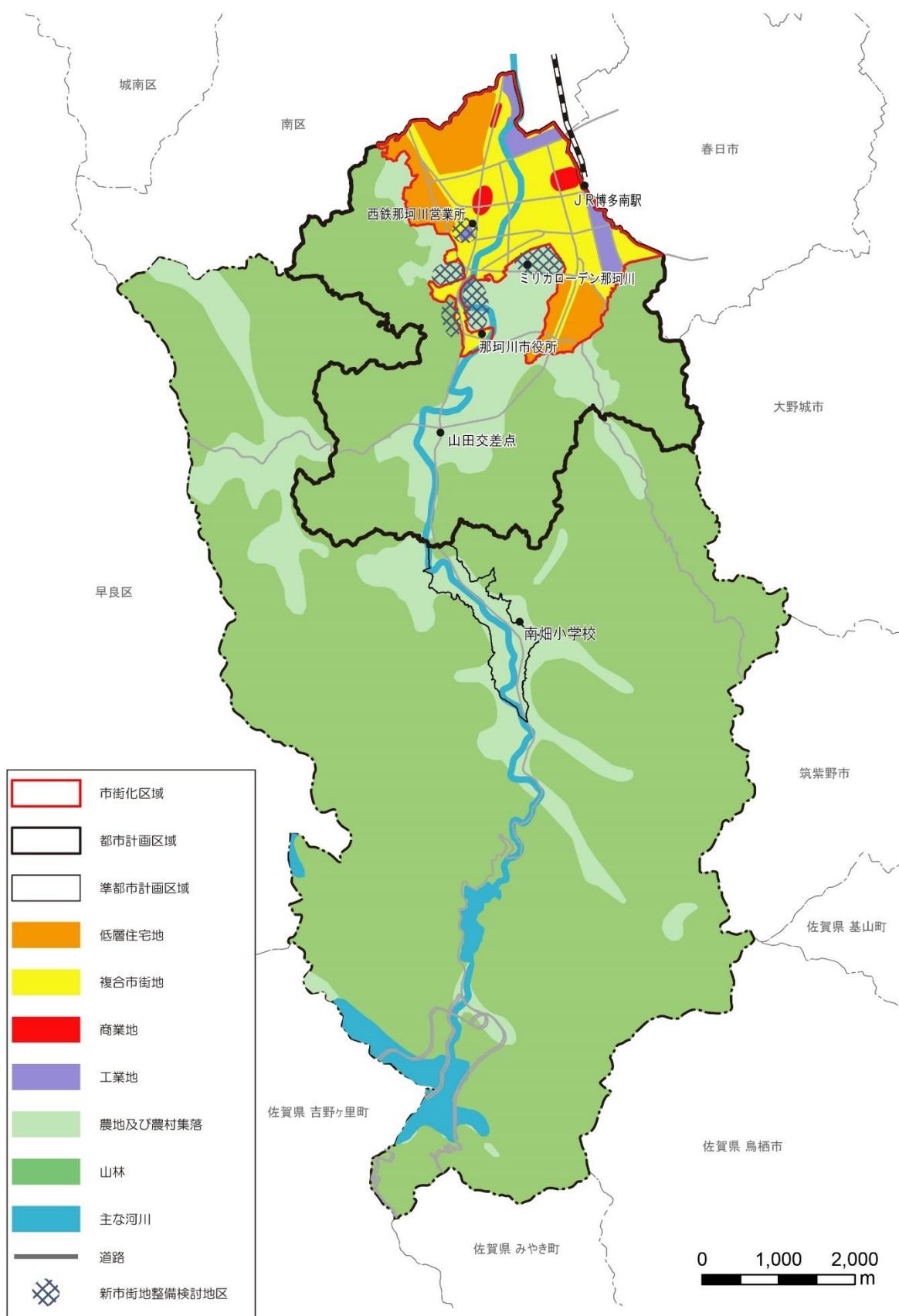
また、周辺集落の生活を支えるため、南畠小学校周辺は地域拠点として、生活利便施設と集落の地域コミュニティの場の維持に努める。

## 1－6 主要用途の土地利用方針

土地利用を住居系、商業系、工業系、自然系に分類し、それぞれ以下のように土地利用方針を定める。

用途区分	土地利用方針
低層住宅地	<ul style="list-style-type: none"><li>戸建てを中心とした住宅地であり、みどり豊かで良好な住環境を備えており、今後も潤いと親しみを感じられる住環境の維持・保全を図る。</li></ul>
複合市街地	<ul style="list-style-type: none"><li>周辺の住環境に配慮しつつ、中心拠点内は、都市機能を誘導し利便性の向上を図る。中心拠点外については、日常生活に必要な利便施設の立地を誘導する。</li><li>敷地内の緑化を図るなど、既存の街並みと調和した土地利用を誘導する。</li></ul>
商業地	<ul style="list-style-type: none"><li>JR 博多南駅周辺は、都市機能の立地を促進し、市の顔として魅力あふれる活気と賑わいのある都市空間を形成する。</li><li>幹線道路沿いの商業地は、交通アクセスに優れた立地特性から、周辺住宅地の利便性を高める商業施設や業務施設の立地が可能な土地利用として機能性の高い空間形成を図る。</li></ul>
工業地	<ul style="list-style-type: none"><li>地域の産業振興と地域経済の安定化に資する工業施設等の立地・集積を継続する。</li></ul>
農地及び農村集落	<ul style="list-style-type: none"><li>農地は、重要な生産基盤であるとともに、みどり豊かな環境を形成する要素であり、今後も基盤整備による維持・保全や利活用を図る。</li><li>農村集落は、無秩序な開発を防ぐとともに、集落の維持を推進する。</li></ul>
山林	<ul style="list-style-type: none"><li>自然公園を中心とした森林地域、五ヶ山クロスを中心とした観光資源があり、これらは市民の財産として、維持・保全に努めるとともに、来訪者にとって、潤いと安らぎを感じることができる空間形成を図る。</li></ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"><li>本市の中央部を流れる那珂川は、市のシンボル的な存在であり、「那珂川を軸とした水とみどりのネットワーク」として、水とみどりだけではなく、歴史や景観、学習に資する機能を創出する。</li><li>その他の自然や文化・歴史資源と連携することで、市民、さらには来訪者にとっても、より魅力的な空間を創出する。</li></ul>
新市街地整備検討地区	<ul style="list-style-type: none"><li>道善・恵子地区は、土地区画整理事業により、公共交通と連携した利便性の高い住環境の整備に努める。</li><li>県道那珂川大野城線北側の市街化調整区域について、子育て支援施設や文化施設、医療・福祉施設といった既存の都市機能集積と併せて、農業との調整に十分配慮したうえで、都市計画手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業により住宅や利便施設、業務施設の立地を誘導し、利便性の高い市街地の創出を検討する。</li><li>中心拠点と行政・福祉拠点を結ぶ国道 385 号沿いの市街化調整区域について、都市計画手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業による拠点へのアクセス性の高い市街地の創出を検討する。</li></ul>

## ■ 土地利用方針図



## 第2節 市街地整備の方針

本市は、市街化区域のほとんどが DID(人口集中地区)に含まれており、高密度な既成市街地が形成されている。既成市街地の半分以上は土地区画整理事業による面整備が行われているが、従来から位置する集落など、道路等の都市基盤が未整備のエリアも存在する。また、都市機能の強化や住宅地の確保を目的として新市街地創出の検討が必要である。

### ◆既成市街地の高度利用と防災性向上

### 【総合計画 3-1-1 賑わいある都市空間の形成】

既成市街地について、都市機能誘導区域内は、都市機能の誘導を図るため、土地の高度利用促進や土地利用規制の見直しを検討する。また、居住誘導区域内のうち、道路等の都市基盤が未整備で道路幅員が狭い地区は、安全性や市街地の防災性向上の観点から、沿道の建築物の建て替えによる道路幅員の確保を促進する。加えて、公園の修復的な整備をはじめとする既存ストックの維持・更新に取り組む。

### ◆計画的な新市街地創出

### 【総合計画 3-1-1 賑わいある都市空間の形成】

住宅地の確保と、行政・教育・福祉などの公共性の高い施設や利便施設、雇用の場の創出に資する業務施設の誘導を目的として、拠点に隣接する地域や拠点間を結ぶ幹線道路沿いの地域について、幹線道路の整備と合わせた都市計画手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業により、計画的な市街地創出を検討する。

### ◆歩行者空間の高質化

### 【総合計画 3-1-1 賑わいある都市空間の形成】

無電柱化は歩行者空間の高質化に繋がるだけでなく、美しいまちなみの形成に寄与し、災害時に電柱の倒壊や電線の垂れ下がりがないなど、質の高い、安全・安心なまちづくりを進めるうえで効果が大きい。そのため、新市街地を中心に、無電柱化を推進する。

### ◆地区計画や街並みガイドライン活用による良好な街並みの創出

### 【総合計画 3-1-1 賑わいある都市空間の形成】

公共空間だけではなく、民有地も含めて、みどり豊かで潤いある良好なまちなみが形成されるよう、地区計画や建築協定、ガイドラインの活用を検討する。

### ◆ニーズに合った住宅供給の促進

### 【総合計画 3-1-1 賑わいある都市空間の形成】

ライフステージだけではなく、核家族化や高齢化の進展により、人々に求められる住宅は多様化している。様々な住宅ニーズを満たすことができる都市計画になるよう、既成市街地では、敷地面積の最低限度の制限や建築形態規制などの都市計画の見直しなどを検討する。

### ◆建築物の省エネ化の推進

### 【総合計画 4-3-2 林業の振興】

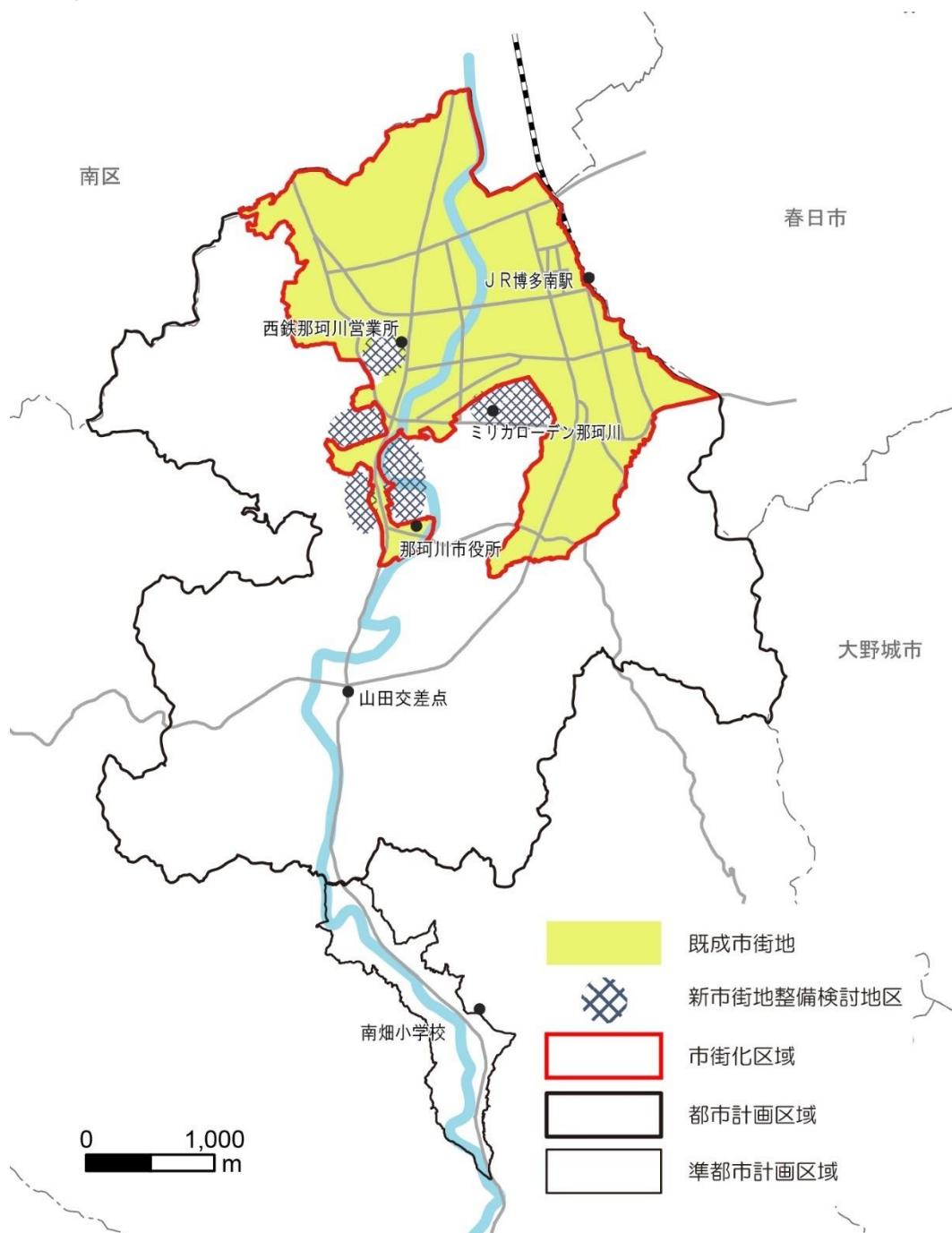
### 【総合計画 4-2-2 環境の保全と公害対策】

本市では、第2次那珂川市環境基本計画を定めて、環境に配慮したまちづくりに取り組んでいる。公共施設や大規模建築物の整備を中心に、住宅についても、地域産材(那珂川市内及び市近郊で生育・伐採された木材)の利用を促進する。また、太陽光発電や断熱性の高い外壁・窓等、効率的な冷暖房設備や給湯設備等の建築設備の利用など、新エネルギー利用・省エネルギー対策を促進する。

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり	・潤いが感じられる住宅地の創出
環境に配慮したまちづくり	・交通利便性が高い新市街地の創出
市民協働で実現するまちづくり	・まちなみガイドライン等による良好な街並みの創出

### ■市街地整備の方針図



## 第3節 道路・交通体系の方針

### 3-1 道路・交通体系の基本方針

道路は、人や物を運ぶ「交通機能」、ライフルラインを収容する空間の提供、災害時の避難路や、火災の延焼防止のほか、緑化や通風などの「空間機能」に加え、まちの骨格を形成し、沿道土地利用を誘導する「土地利用誘導機能」の3つの役割がある。また、近年では一時的にオープンカフェなどの設置により滞留できる空間にするなど、公共空間を活用した賑わい創出の取り組みも盛んであり、コンパクト+ネットワークの都市構造の形成と合わせて、地域を豊かにする歩行者を中心とした道路空間の構築が必要である。

以上を踏まえ、道路・交通体系の基本方針を以下に示す。

#### ◆広域交通へのアクセス強化

#### 【総合計画3-2-2 公共交通網の整備】

公共交通の結節点であるJR博多南駅や九州自動車道太宰府インターチェンジ・筑紫野インターチェンジへのアクセス強化を進めるとともに、隣接する自治体と連携して渋滞緩和の取り組みを促進する。

#### ◆災害に強く、安全に移動できる道路交通網の整備

#### 【総合計画3-2-1 道路などの整備】

災害に強い基盤づくりについては、市民のニーズも高いことから、特に都市軸に沿って位置する道路や公共交通路線においては、市民が安全に移動できるよう、継続したバリアフリー化、危険箇所の解消等の災害予防のための整備、公共交通ネットワークの維持に努める。

#### ◆公共交通の維持と交通結節点での乗り換え利便性の強化 【総合計画3-2-2 公共交通網の整備】

公共交通については、市民のニーズも高いことから、関係機関の協力を仰ぎつつ継続して市民ニーズにあった運行形態・路線の改善を行い、市民の生活に必要な交通手段を維持する。

交通結節点は、今後とも生活に必要な交通手段としての利用を考え、乗り換え等について利便性の強化を図る。また、公共交通ネットワークの強化に資する道路環境や交通施設を整備する。

多くの人々が利用するJR博多南線について、駅周辺では、誰もが安全で円滑な移動ができ、多くの人が利用する魅力的で快適な空間形成を図る。

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

#### 水とみどり、歴史・文化を 活かしたまちづくり

- ・自然や文化・歴史を楽しむための回遊ルート(ネットワーク)の強化

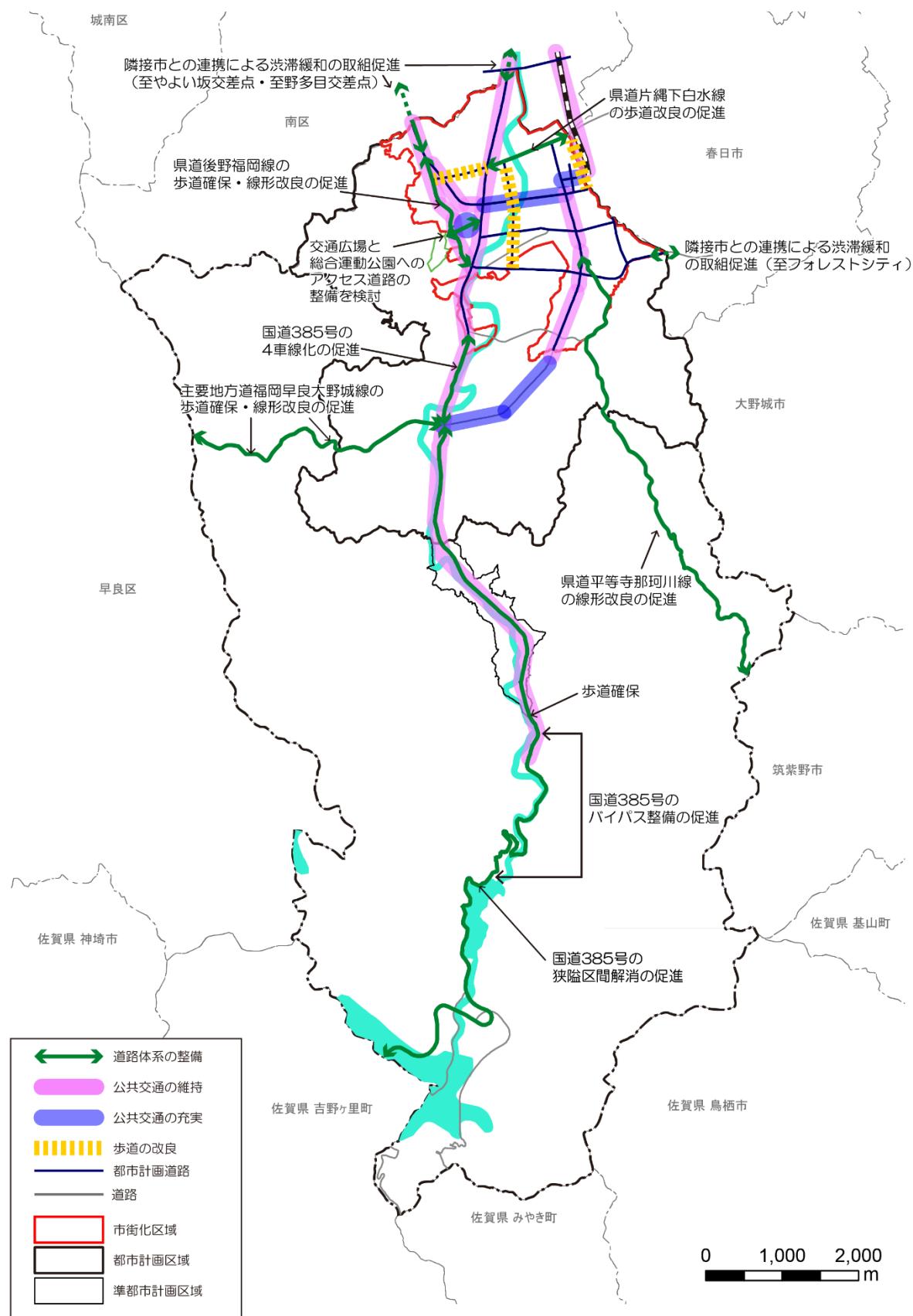
#### 環境に配慮した まちづくり

- ・公共交通利用への転換

#### 市民協働で実現する まちづくり

- ・市民との連携による維持管理
- ・拠点周辺における公共空間等を活用した魅力的な都市空間の創出

## ■道路・交通体系の方針図



### 3－2 幹線道路等の整備方針

市内のほぼ中央を国道385号が縦貫しており、市の道路体系における骨格を形成している。しかしながら、それ以外の都市計画道路の決定幅員は、すべて2車線となっているため、春日市、大野城市、福岡市南区など隣接地域との交流を支える道路の不足が懸念される。災害に強い基盤づくりを進めるためにも、隣接する自治体との協議を図りながらその機能強化を検討する必要がある。

幹線道路等について、以下を整備方針とする。

#### 【幹線道路等の整備方針】

- 隣接する自治体と連携し、渋滞の緩和に取り組む。
- 国道385号は、市南部の歩道整備及び狭隘区間解消を促進する。
- 主要地方道福岡早良大野城線について、狭隘区間における歩道の確保、線形の改良を促進する。
- 県道片縄下白水線について、歩道の改良を促進する。
- 総合運動公園へのアクセス道路の整備を検討する。
- 県道後野福岡線の都市計画未決定部分については、歩道の確保、線形の改良を促進する。
- 県道平等寺那珂川線の線形の改良を促進する。

### 3－3 生活道路の整備方針

多くの市民にとって日常生活のなかで最も身近な生活道路は、整備が遅れており、幅員が狭く歩行者の安全な利用や、車のスムーズな通行に支障をきたす道路が多い状況である。また、見通しも悪く、交通事故等の発生が懸念されている。

生活道路について、以下を整備方針とする。

#### 【生活道路の整備方針】

- 危険箇所や幅員が不足している箇所の改良を検討する。また、道路幅員が狭い箇所は、沿道建築物の建て替えによる幅員確保を促進し、住環境の改善や防災性の向上に努める。
- 生活道路の計画的な維持補修により、危険箇所の早期発見および補修に努める。

### 3－4 歩行・自転車空間の整備方針

歩行空間の整備は、地域の賑わいや市民の健康増進のために重要な要素である。また、自転車は近年、環境負荷の少ない乗り物として、あるいは健康志向の高まりなどを背景に利用ニーズが高まっており、公共交通を補い、コンパクト＋ネットワークの都市構造を支える重要な交通手段としての役割も期待される。

既存の都市基盤を有効活用しつつ、以下を整備方針とする。

#### 【歩行・自転車空間の整備方針】

- 通勤通学の動線などとの整合を図りながら安全性を確保する。
- 誰もが利用できるよう、歩道の設置・拡幅、段差解消などの歩行空間のバリアフリー化を推進する。
- 公園や広場、河川などとの結びつきを考慮する。

### 3－5 公共交通の整備方針

本市と福岡市を結ぶ公共交通の拠点として、市内には、JR 博多南駅及び西鉄那珂川営業所が位置している。また、山田交差点付近は、北部市街地へのアクセス拠点となっている。この拠点やアクセス拠点と各地域を結ぶコミュニティバス「かわせみ」やデマンド交通が運行しており、市民の生活に必要な交通手段となっている。

今後は生活に必要な交通手段を維持するとともに、拠点間を結ぶ路線の充実を図る必要がある。また、交通渋滞や環境問題等の課題を解決するためにも、公共交通の利便性を高め、利用を促進する必要がある。公共交通の整備方針を以下に示す。

#### 【公共交通の整備方針】

- 市民の生活に必要な交通手段を確保するため、利用者のニーズにあった路線バスの運行形態や路線網の検討などについて関係機関との調整を行う。
- 利用者の少ない路線や公共交通空白地はデマンド交通を基本とし、地域主体の取り組みについても支援する。
- 拠点やアクセス拠点への接続性を高める路線や、拠点・アクセス拠点間を結ぶ路線の維持・充実を図る。
- JR 博多南線の維持充実を図るため、周辺 4 市で構成する博多南線交通対策協議会を通じて、関係機関への要望活動を推進する。また、JR 博多南駅を経由するバス路線について、運行事業者及び隣市と連携し路線バスやコミュニティバスの充実を図り、公共交通の利便性向上と利用促進に努める。

### 3－6 その他の交通施設の整備方針

JR 博多南駅及び西鉄那珂川営業所は本市の交通結節点であり、多くの市民や来街者が利用している。本市を象徴する顔として、以下を整備方針とする。

#### 【交通結節点の整備方針】

- JR 博多南駅周辺と西鉄那珂川営業所は、乗り換え利便の向上を関係機関等と協議、並びに協力を仰ぎ強化していくとともに、待合い機能の強化を検討する。
- 博多南駅前ビル(ナカイチ)は、本市の玄関口として、魅力的な空間となるように、地域子育て支援拠点や文化施設などの高次の都市機能の誘導や公共空間の活用方法を検討する。
- JR 博多南駅周辺について、関係機関や指定管理者等と連携してスムーズな交通環境と歩行者の安全性を確保するための取り組みを検討する。
- 西鉄那珂川営業所周辺は、土地区画整理事業の実施に合わせ、公共交通ネットワークの強化に資する道路環境や交通施設の整備を検討する。



JR 博多南駅



コミュニティバス「かわせみ」

## 第4節 水とみどりのネットワーク整備の方針

### 4-1 水とみどりのネットワーク整備の基本方針

市街地を南北に貫流する那珂川は、水やみどり等の自然環境を提供するばかりでなく、市の個性を最も雄弁に語り、重要な空間的要素として、生活に密接な関わりを持っているとともに、観光面でも重要な要素となっている。また、都市公園をはじめとするみどりとオープンスペースは、地球温暖化の防止・ヒートアイランド現象の緩和・生物多様性の保全による良好な都市環境の提供、災害時の避難場所や火災時の延焼防止、復旧・復興の拠点となるなど都市の安全性を向上させるほか、市民の活動の場や憩いの場として豊かな地域づくりに不可欠である。

これまで本市の市街地では、市街化の進展によりみどりが失われてきた。今後は、市の質を高めるためにみどりを保全、創出するとともに、那珂川やその周辺に分布する歴史資源、自然資源、公園緑地などの資源を歩行者ネットワーク等で結んだ水とみどりのネットワークを軸に、居心地がよく、歩きたくなる都市空間の創出を目指すこととし、水とみどりのネットワーク整備の基本方針を以下に示す。

#### ◆自然環境の保全と積極的な利活用

#### 【総合計画3-3-2 憩いとやすらぎの場の確保】

#### 【総合計画5-1-3 地域資源を活かした観光の開発】

山地部の自然環境は積極的に保全するとともに、周辺環境へ十分配慮しながら、トレッキングやハイキング、登山などの体験型観光の場としての利活用を検討する。活用にあたっては、土地所有者等と連携して民有地の自然環境の活用を検討する。また、河川をはじめとする水辺空間は景観、レクリエーション、水源、観光、教育等の多様な役割を果たす場であるため、安全性に配慮しつつ親水空間の創出に取り組む。特に那珂川については、「那珂川遊歩道整備基本構想」に基づき遊歩道の整備をはじめとする親水空間の創出を検討する。

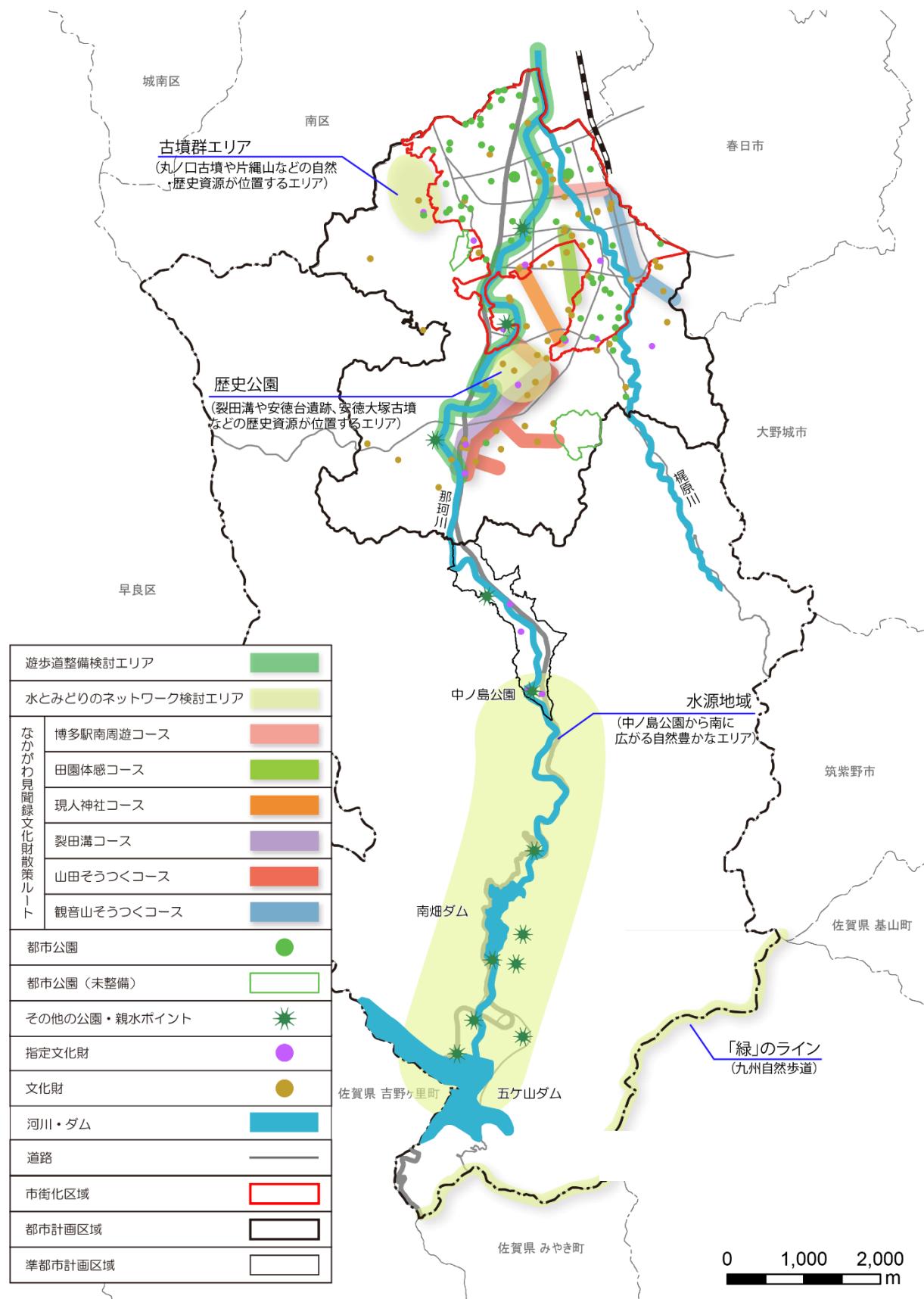
#### ◆ニーズに合わせた魅力的な都市空間創出 【総合計画3-3-2 憩いとやすらぎの場の確保】

都市公園をはじめとするみどりとオープンスペースや那珂川などの既存の資源をニーズに合わせて機能を充実させるとともに、既存の回遊ルートを中心に、ネットワーク化することで、魅力的な都市空間創出に取り組む。機能の充実にあたっては、高齢者や障がい者に加え、妊産婦、子育て中の方などの利用も考慮する。

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

水とみどり、歴史・文化を 活かしたまちづくり	・自然や文化・歴史を楽しむための回遊ルート(ネットワーク)の強化
環境に配慮した まちづくり	・市街地の緑化の推進
市民協働で実現する まちづくり	・民有地の自然環境の活用による体験型観光の場の創出 ・魅力的な公共空間の創出

## ■水とみどりのネットワーク図



## 4－2 水とみどりのネットワークの整備方針

水とみどりのネットワークは、「なかがわ見聞録～文化財散策ルート～<sup>4</sup>」の6コースに加え、「那珂川遊歩道整備基本構想」に基づく周遊ルート(那珂川市と福岡市を結ぶ那珂川の散策コース、都市と那珂川のネットワーク散策コース、都市と水辺・歴史の接続コース、水辺と歴史を学ぶ那珂川の散策コース)を軸とする。さらに、水とみどりのネットワーク検討エリアとして、自然や歴史資源が点在する以下のエリアの整備を検討する。

### ■水とみどりのネットワーク検討エリア

古墳群 エリア	貴重な装飾古墳を見学できる丸ノ口古墳公園や、片縄山の自然と山裾に残る丸ノ口古墳群を中心としたエリア
歴史公園	裂田溝や安徳台遺跡、安徳大塚古墳などの歴史資源が点在するエリア
水源地域	中ノ島公園から南に広がる自然豊かなエリア
「緑」の ライン	江戸時代は、筑前と肥前の国境であった佐賀県みやき町、吉野ヶ里町、鳥栖市との県境の九州自然歩道



岩門城跡から安徳台遺跡・安徳大塚古墳を臨む



五ヶ山クロス

<sup>4</sup> 文化財散策をきっかけに市のことをもっと知つてもらうだけでなく、関わる全ての人たちと共に魅力ある那珂川市をつくることを目指し、那珂川市教育委員会により平成21年(2009年)3月に作成されたルートマップ

#### 4－3 都市公園の整備方針

市内には、主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーションや、休養のためのスペースを確保し住民の日常的で身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園として、街区公園・近隣公園(住区基幹公園)が整備されている。また、総合運動公園の整備が計画されている。

都市公園について、市民の活動の場や憩いの場として豊かな地域づくりを進めるため、以下を整備方針とする。

- 安徳公園や岩戸公園は、市民の身近な憩いの場・交流の場として、高齢者や障がい者、妊産婦、子育て中の方などの利用も考慮した機能充実を検討する。
- 小規模な街区公園について、適切な維持管理・更新に努めるとともに、ニーズに合わせた機能充実に取り組む。
- 市民のスポーツ・レクリエーションの拠点、スポーツを通じた広域交流の場の形成や健康増進、防災拠点の整備を目的として、総合運動公園の整備を民間事業者と連携して進める。

#### 4－4 那珂川の整備方針

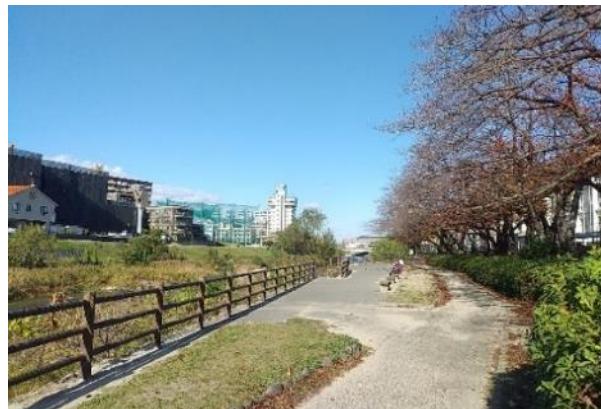
那珂川は堰や自然が残る川岸が特徴ある河川空間を形成している。河川管理者である県と連携し、魅力的な都市空間を創出するため、以下を整備方針とする。

- 河川の改修と合わせて、安全性に配慮しつつ遊歩道をはじめとする親水空間の整備を検討する。
- 河川空間のオープン化による賑わいの創出を検討する。
- 水質を維持するために、市民への意識啓発を継続する。

##### コラム

本市では、那珂川の河川改修と合わせた遊歩道などの親水空間の整備を検討しています。那珂川の自然を活かし、地域の住民が日常的に健康増進やレクリエーションなどの目的に利用できる、憩いの場の創出を図ります。

参考)親水空間の整備イメージ



那珂川緑地（福岡市）



那珂川河畔公園（福岡市）

#### 4－5 その他の公園・緑地の整備方針

市街地内においては、低未利用地は少ないが、民間開発に伴って設置される公園、調整池や農業用水を確保するため池などのみどりやオープンスペースが点在している。また、山地部は重要な自然資源であり、水源かん養をはじめとする公益的機能を果たしている。

これらも水とみどりのネットワークを構成する重要な要素ととらえ、以下を整備方針とする。

- 開発行為にあわせて整備される公園について、適切な維持管理や有効活用を検討する。
- 市街地内のため池や調整池は、緑地としての活用を検討する。
- みどりの森公園は森林の保全を図りつつ、現状の自然環境を活かした活用を検討する。
- 新市街地など、新たなまちづくりにあわせて積極的に緑地やオープンスペースを確保する。

##### コラム

那珂川遊歩道整備基本構想は、美しい那珂川を未来の子どもたちにつなぐため、福岡市との市境から、橋本橋までの 6.6 km の区間について、遊歩道等の整備を行うことを目的に、平成 30 年(2018 年)3 月に策定されました。那珂川遊歩道の整備方針として、①連続性の確保、②周遊ルートの構築、③利用者への配慮の 3 点を掲げ、那珂川沿いが歩行可能となるよう、整備を進めています。



裂田溝周辺



今光水辺公園

## 第5節 上・下水道の方針

本市の公共下水道は、本市が策定した下水道事業計画をもとに整備が進められており、生活環境の改善、那珂川や梶原川等の水質保全など快適な生活環境を支えるうえで、必要不可欠な施設である。

また、上水道は、春日那珂川水道企業団（那珂川市と春日市が水道事業を共同処理するために設立した一部事務組合）によって整備、供給されている。市内には、東隈浄水場及び埋金浄水場の2つの浄水場があり、都市計画区域及び準都市計画区域のほとんどが給水区域となっている。

上・下水道の基本方針を以下に示す。

### 【下水道】

### 【総合計画 3-3-1 清潔な生活環境の形成】

- 今後は、限られた財源で市民サービスを低下させることがないよう、管渠の整備を行うことを基本とする。  
また、公共下水道の区域外については、市設置型浄化槽の整備を促進し、公共用水域の保全に努める。
- 既に整備済みの下水道施設については、計画的に施設の点検・調査・修繕・改築を実施し、適正な管理に努める。

### 【上水道】

- 春日那珂川水道企業団を中心に、将来にわたって安全、安心で良質な水を安定的に供給する指針として策定された「春日那珂川水道企業団水道事業ビジョン」に基づいて施策を進める。

上記の方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり	・排水処理の適正化による生物多様性の保全
環境に配慮したまちづくり	・下水道管の整備や合併処理浄化槽の整備による適切な汚水処理
市民協働で実現するまちづくり	・水源環境を保持するための、豊かな自然環境の維持・保全

### コラム

本市のマンホール蓋の一部は市の木「ヤマモモ」・市の花「筑紫シャクナゲ」・市の鳥「カワセミ」をモチーフにデザインされており、このマンホール蓋のマンホールカード※を平成30年12月より配布しています。

【那珂川市下水道マンホール蓋】



※マンホールカードは下水道事業への理解や下水道の普及促進を図るための広報活動の一環として、下水道マンホール蓋がデザインされた全国統一規格のコレクションカードで、マンホール蓋の写真、デザインの由来や自治体の情報などが記載されています。令和元年12月までに605種類502自治体、累計約430万枚が発行されています。

## 第6節 景観形成の方針

これまで本市では、利便性の高い市街地と豊かな自然が調和した都市景観が形成されてきた。市内には那珂川のほかにも周辺の山並みや、安徳台遺跡や安徳大塚古墳をはじめとする歴史的な資源、新幹線車両基地などが景観要素として位置している。また、近年は、博多南駅前ビル(ナカイチ)や移住交流促進センター「SUMITSUKE」などの公共施設や五ヶ山クロスなど、質が高いデザインの施設を中心に賑わいが創出されており、本市の新たな魅力として市内外から人々を惹きつけている。

良好な景観の保全・形成を目指して、基本方針を以下に示す。

- 景観計画の策定や景観条例の制定に努め、景観にかかわる行為の規制・誘導により、良好な景観形成に取り組む。
- 市民や企業、地域が主体となった景観形成や建築協定等の締結を後押しするため、専門的な知識の提供などを検討する。
- 人々の生活のなかで接する身近なみどりを大切にし、生活と一体となった景観形成を検討する。
- 自然と調和のとれた都市景観の創出を目指し、計画的な土地利用を進める。
- 市内外から多くの人の利用が予想される、地域の顔となる施設の整備にあたっては、良好なデザインに加え、公共空間の賑わいが創出されるよう、設計段階から、活用方法とあわせて検討する。
- 来訪者にとって分かりやすいよう、統一されたデザインの公共サインの設置に取り組む。

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

水とみどり、歴史・文化を 活かしたまちづくり	・ 自然環境や歴史資源を活かした地域振興
環境に配慮した まちづくり	・ 市街地の緑化の推進
市民協働で実現する まちづくり	・ 良好的な街並み形成のための景観ルールづくり

また、各エリアにおける個別方針を以下に示す。

### 【個別方針】

#### ①那珂川を軸とした変化にとんだ連続性のある景観を形成する

##### 【総合計画 3-3-2 憐いとやすらぎの場の確保】

- 変化にとんだ那珂川の景観を確保するため、水とみどりのネットワークの形成と一体となった整備を行う。
- 那珂川は親水整備が行われた区間、自然のままの景観が残った区間、改修が行われ住宅地が迫った市街地内河川の区間など様々な要素が絡み合っており、那珂川町河川基本構想(H15.3)や、遊歩道整備基本構想(H30)に基づいて、各区間の特性にあった整備保全を図る。

#### ②市固有の文化や歴史、生活と一体となった景観を守り育てる

##### 【総合計画 3-1-1 賑わいある都市空間の形成】

- 裂田溝や安徳台遺跡、安徳大塚古墳周辺では、田園と一体となった景観を保全・整備するため、景観法に加えて、歴史まちづくり法の活用を検討する。
- 水源地域及びその周辺では、魅力ある里山景観の保全・形成に向けた施策を検討する。

### ③地区の特性に応じた、個性と魅力を備えた市街地景観を形成する

#### 【総合計画 5-2-2 歴史遺産の保存とまちづくりへの活用】

- 幹線道路沿道では、魅力的な都市空間の創出のため、歩道部分のカラー舗装化、街路樹の適切な維持管理、沿道建築物の景観コントロール、来訪者にわかりやすいサインの設置などを検討する。
- 新市街地の整備を予定している道善・恵子地区は、公共空間だけではなく、民有地も含めて、みどり豊かで潤いある良好なまちなみが形成されるよう、地区計画や建築協定、ガイドラインの活用を検討する。また、無電柱化の推進により、美しい街並みの形成を目指す。
- 中心拠点内について、幹線道路沿道の活性化や賑わいの創出により、「居心地がよく歩きたくなる」ウォーカブルな空間を形成する取り組みについて検討する。特にJR博多南駅と西鉄那珂川営業所を結び、歩道が広く確保され、良好な歩行者空間が整備されている中原浦ノ原線(いちょう通り)や、民間事業者と連携して花植え活動に取り組んでいるJR博多南駅周辺は、今後も民間事業者等と連携した沿道景観の形成や賑わい創出により、魅力を高めるための取り組みについて検討する。
- 市民主体による生垣化や車両の抑制、公園・ポケットパークなどの整備への支援を検討する。

#### コラム「居心地がよく歩きたくなる」ウォーカブルなストリートとは？

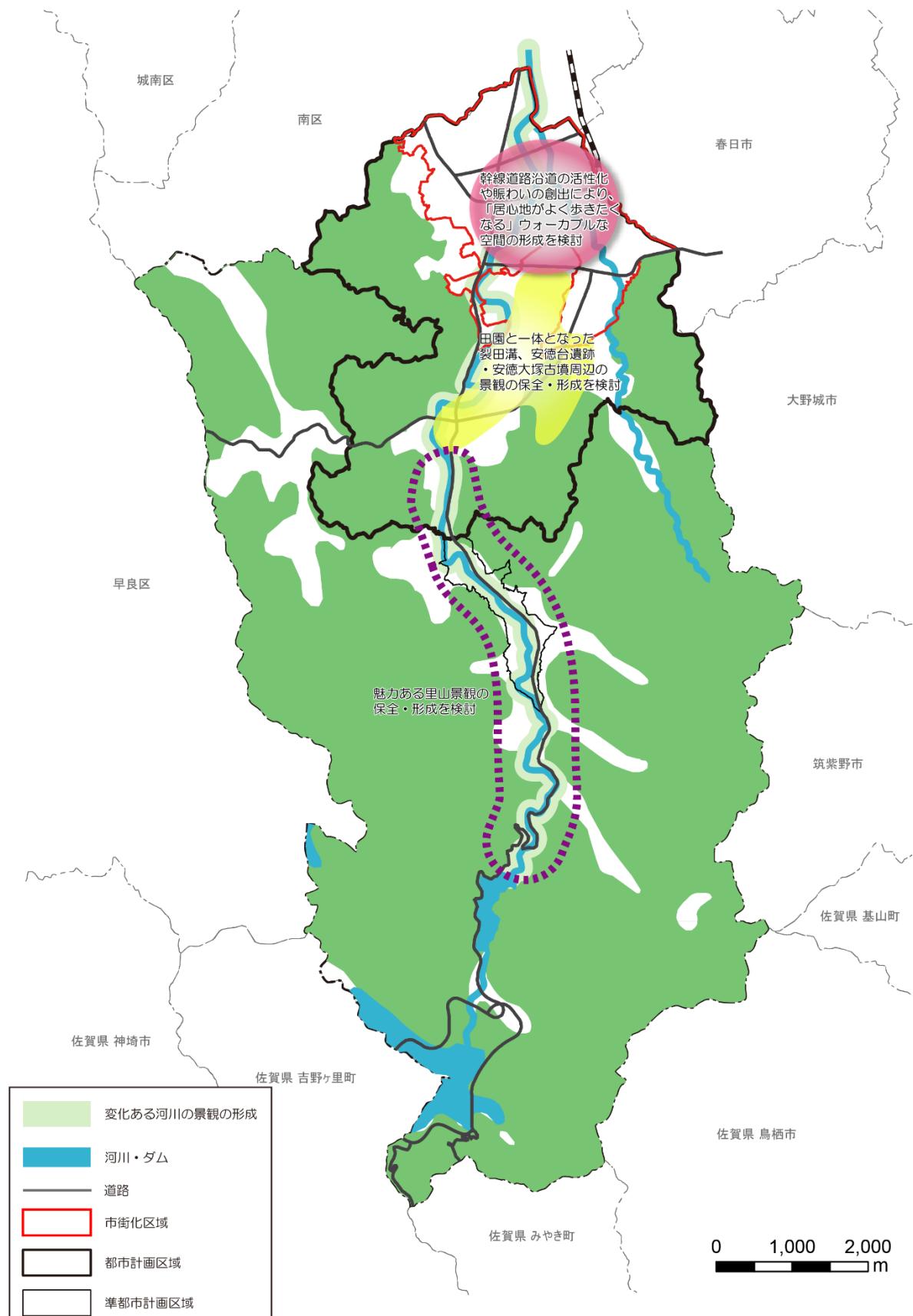
高度経済成長を経た現代において、ともすればクルマが優先する通行空間であった街路を、イノベーションの創出やまちの求心力の根源となるような、居心地が良く歩きたくなる「ウォーカブルな」ストリートとすることが、都市に求められています。ストリートをクルマ中心から人中心の空間に転換することにより、①人々が安全・快適に滞在できる空間の確保、②まちなかにおける人々の出会いや交流を通じたイノベーションの創出等、新たな雇用やビジネスの拡大、沿道商店街の売り上げ上昇、地価の下げ止まりなど、コンパクト+ネットワーク政策を加速し、都市経営に直接寄与する効果、③まちへの愛着の醸成、④人と人との新たな繋がりの構築、社会的な交流の増大、人々の健康増進等によるインクルーシブな社会(社会的包摂)の実現など、多面的な効果が期待できます。



低未利用地や歩道を活用した滞留スペースの創出による魅力の向上  
(グッとくるわ社会実験、愛知県岡崎市)

資料：ストリートデザインガイドライン-居心地がよく歩きたくなる街路づくりの参考書-（バージョン1.0）  
(R2.3 国交省)  
愛知県岡崎市「グッとくるわ社会実験」レポート、QURUWA HP (<http://otogawa.jp/>)

## ■景観形成の方針図



## 第7節 都市防災の方針

近年、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発規制や立地誘導等の土地利用方策、移転の促進など、安全なまちづくりの推進を目的として、総合的な対策を講じることが全国的に喫緊の課題となっている。

本市においても、河川沿いに市街地が形成されていることから、市内の広範囲で浸水が想定されている<sup>5</sup>。

実際に、平成21年(2009年)7月の集中豪雨<sup>6</sup>では、国道385号沿いの斜面崩壊、河川の氾濫による浸水被害、崖の崩落による浸水被害が多数発生している。

加えて、今後は、高齢化のさらなる進展により、災害時の避難行動要支援者が増加すると見込まれる。

市民の生命財産の安全確保を基本理念とし、災害時の被害の最小限化、迅速な復旧が図れるよう、災害対策を推進するとともに、地域と連携した共助による防災活動を促進することとし、都市防災の基本方針を以下に示す。

### ◆危険箇所の解消と安全な地域への居住誘導【総合計画1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靭化】

急傾斜崩壊危険箇所や土石流危険箇所等、災害の発生が予想される箇所については、砂防事業等による防災施策を関係機関と連携して行う。また、市民と災害リスクを共有し、土砂災害のレッドゾーン<sup>7</sup>については、安全な地域への居住誘導を促進する。

### ◆洪水浸水被害の低減

### 【総合計画1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靭化】

河川について、河川の流下能力不足の箇所は、ひとたび集中豪雨に見舞われると氾濫等が発生し家屋浸水被害はもとより、豪雨災害時の避難路の遮断の原因となり、大きな被害に繋がるおそれがあるため、河川改修事業などを関係機関と協力して促進する。農業用ため池のうち防災重点ため池について、ため池ハザードマップを作成し、危険性が高いため池については災害予防のための整備等を検討する。また、特に居住誘導区域内の浸水想定区域において、河川氾濫や内水被害による洪水浸水被害に対して、河川や水路の整備を行うとともに、雨水流出対策や緑地等による保水能力の維持向上を図る。さらに、災害に強くコンパクトな都市を目指し、立地適正化計画について必要に応じ防災指針の追加等の見直しを行う。

水害時には災害対策本部機能を浸水の危険性が低い公共施設へ移動する等、災害応急対策及び災害復旧対策が滞りなく行われるよう本部機能を維持するための検討を行う。

### ◆市民の防災意識の向上

### 【総合計画1-2-2 防災体制の充実強化】

地域と連携した防災訓練等の開催やハザードマップの活用により、避難場所や危険箇所の周知、自主防災組織の育成や地域の対応力強化など、市民の防災意識の向上を図る。

### 【市街地部】

### ◆災害に強い幹線道路の整備

### 【総合計画3-2-1 道路などの整備】

幹線道路は、骨格的な防災空間の一つとして、火災延焼の遮断、災害時の緊急活動空間、避難路などの機能を有しており、災害に強い都市づくりを図る上で大きな役割を担っている。このため幹線道路について、バリアフリー化をはじめとする改良を計画的に進める。

また、災害時の緊急車両や救援物資運搬車両の通行を円滑にするため、緊急輸送道路を中心に迅速な対応が可能な道路環境を整備及び維持する。

<sup>5</sup> 平成30年4月27日福岡県告示 第468号、流域全体に961mm/24時間の降雨を前提

<sup>6</sup> 本市における平成21年7月24日から26日にかけての累計雨量 562mm

<sup>7</sup> 福岡県が告示する土砂災害特別警戒区域

## ◆都市公園の整備

## 【総合計画 1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靭化】

都市公園は、災害時の避難場所、延焼防止、復旧・復興時の拠点となるなど、都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る役割が期待される。

本市の防災拠点として、総合運動公園を整備するとともに、公園へのアクセス道路の整備を検討する。また、既存の街区公園について、災害時に誰もが避難場所として利用できるよう、施設のバリアフリー化等の整備を検討する。

## ◆市街地の防災性向上

## 【総合計画 1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靭化】

道路等の都市基盤が未整備で道路幅員が狭い地区は、安全性や市街地の防災性向上の観点から、沿道の建築物の建て替えを促進し、道路幅員を確保する。

### 【山間部】

## ◆林地開発に対する適切な指導

## 【総合計画 4-1-1 森林環境の保全】

荒廃森林の整備に努めるとともに、既設林道の適切な維持管理を行う。また、周辺地域における災害の防止、下流地域における水害の防止、環境の保全等の観点から、林地開発により災害危険性が高まることがないよう適切な指導等を行うとともに、水源かん養のために、森林資源を適切に整備する。

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

### 水とみどり、歴史・文化を 活かしたまちづくり

- ・防災・河川環境教育の充実

### 環境に配慮した まちづくり

- ・公共施設や指定避難所等における自然エネルギーの利用促進

### 市民協働で実現する まちづくり

- ・自助・共助の取り組み

### コラム

災害時に避難生活が必要となった際、トイレと食事を作るための施設が必要です。災害時の生活環境が少しでも良好になるよう、防災拠点となる公園に、トイレや炊き出し用のかまどとして利用可能な、防災機能をもった施設を設置するとともに、住民自身で組み立てから使用・維持管理までを担えるよう、日頃から防災訓練を実施することが重要です。



備蓄が容易で、日常使用しているトイレに近い環境  
を迅速に確保できる「マンホールトイレ」

資料：国土交通省HP、厚木市HP

通常はベンチとして使用し、災害時は簡単な組み立  
てでかまどとして使用できる「かまどベンチ」

## ■防災の方針図

